

## 第1章 登録

### (会員登録・競技者登録)

第1条 この法人の登録者は日本国籍を有し、加盟団体の統轄地区内に居住または勤務或いは加盟団体を有する者で、その地区統轄加盟団体を通して登録手続きを行い、資格審査を経て本連盟に有資格者として登録された者をいう。

- 一 登録者第1種 正会員である役員・競技者
- 二 登録者第2種 正会員である大学生競技者
- 三 登録者第3種 正会員である高校生以下の競技者
- 四 登録者第4種 正会員である大会サポーター
- 五 登録者第5種 賛助会員である個人及び法人
- 六 登録者第6種 名誉会員である個人

第2条 この法人の登録競技者になろうとする者は、毎年6月20日までに、氏名、住所、生年月日、加盟団体、登録競技者の種別等を所定の登録用紙に記入の上、登録料を添えて所属区域の加盟団体へ申請しなければならない。

2 追加登録および登録変更の受け付けは、6月21日以降も継続されるが、登録競技者第1種から第3種の追加登録に限り、やむを得ず締切期日(6月21日)を過ぎて登録を届け出る場合は、別に定めてある登録料を添えて申請することができる。但し、翌年4月1日以降の追加登録は受け付けない。

3 6月21日以降の登録にともなう登録料は、加盟団体の運営資金には算入されず、全額この法人へ納められる。

### (登録競技者の加盟団体)

第3条 登録競技者が所属する加盟団体はいかなる場合も1つに限られる。

### (登録競技者証)

第4条 登録競技者は登録完了とともにこの法人から登録者証が交付される。

### (加盟団体の変更)

第5条 登録者が加盟団体を変更するときは、その加盟団体が所属する加盟団体の承諾を得なければならない。登録者の移動で所属する加盟団体が変わる場合は、新所属加盟団体へ前所属加盟団体の登録変更承諾書を提出しなければならない。前所属加盟団体が承諾書の発行を拒み、これを不当と考える登録者はこの法人に提訴することができる。

### (資格取消し)

第6条 この法人は、登録者が競技者資格規程の(登録無資格者)第3条に該当した場合、又はこの法人の名誉を傷つけ、或いは義務違反等の理由で、登録審査委員会において資格取り消し処分となったときは直ちに登録を取り消す。

### (登録規程違反)

第7条 登録者が登録規程に違反した場合、1年を限度とする加盟団体資格および登録者資格の停止

または保留処分を科することがある。

(登録審査委員会)

第8条 登録に関する一般的な問題は総務委員会において処理し、重要問題に際しては登録審査委員会が設けられる。

2 登録審査委員会は、専務理事、総務委員会担当理事及び専務理事指名の理事で構成し、専務理事が議長となる。

## 第2章 登録会員・競技者の権利義務

(代表出場権)

第9条 この法人ならびに加盟団体が主催、主管または後援する競技会に参加する役員および選手は、この法人の登録者に限る。ただし、この法人が普及の目的をもって開催する競技会の参加者、この法人の招待者、第34条により参加が認められた外国人競技者および、バイアスロン競技会におけるIBU ジャッジングシステムに直接関与する役員の一部はこの限りでない。

2 登録会員・競技者はこの法人および加盟団体ならびに所属加盟団体以外のものを代表して競技会に参加することはできない。ただし、学校以外の加盟団体に所属する登録会員・競技者でその本人が学籍を有する大学や高等学校を代表する場合、およびこの法人あるいは加盟団体が認めるときはこの限りでない。

(外国人競技者の出場資格)

第10条 外国人競技者が、この法人の公認する競技会へ出場を希望するときは、その者の所属する国の事業連盟から有資格者であること及び競技会参加許可に関する証明書を得て、これを提出すれば、当該競技会の規定に基づき参加を認めることができる。

2 本細則第24条によりこの法人に登録された外国人登録競技者は、競技会規程に基づき参加を認められる。

(アンチドーピング)

第11条 本連盟の登録会員・競技者及び競技関係者は、IBU 及び(財)日本アンチ・ドーピング機構(JADA)のアンチドーピング規定の適用を受けるものとし、本連盟は、IBU 及びJADAのアンチドーピング活動を積極的に支援するものとする。

2 本連盟の係わる競技会におけるアンチドーピング活動は、IBU 又はJADA のアンチドーピングに関する規定及び手続に則り、厳格に実施されるものとする。

(スポーツ仲裁機構)

第12条 本連盟における競技会への参加資格、代表競技者の選定、ドーピング検査結果に基づく処分などバイアスロン競技またはその運営に関して、本連盟またはその機関の決定に対して競技者またはその競技者の所属する団体が不服申立をした場合は、日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に従って行う仲裁により解決されるものとする。

(付 則)

表 I 登 録 料(第1 条) 別表による。

1 この規則は、本連盟の設立許可のあった日から施行する。

2 平成23年11月20日改正

3 平成24年5月26日改正